

議案第190号

福岡市立療育センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年9月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、障がい児に総合的な療育を行い、障がい児及びその家族の福祉の向上を図るため、南部療育センターを設置する必要があるによる。

福岡市立療育センター条例の一部を改正する条例

福岡市立療育センター条例（平成14年福岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

福岡市立南部療育センター	福岡市博多区三筑二丁目
--------------	-------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（供用開始日）

- 2 この条例の施行にかかわらず、福岡市立南部療育センターの供用は、規則で定める日から開始する。